

## 平成28年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成29年(2017年)1月26日(木)  
午後2時～午後3時40分  
場所 市庁舎本館7階710会議室

1 出席者 永田会長、原委員、深澤委員、多田委員、久保田委員、増井委員、中村委員、松本委員、島崎委員、小田委員、綾部委員

以上委員11名

(欠席者：高橋委員、松井委員 以上2名)

事務局：高井健康・こども部長、古矢保険年金課長、草山課長代理、吉川課長代理、守屋主管、大和主査、塩谷主査、加藤主事、香川主査(健康課)

2 傍聴者 1名

3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により会議は成立した。

4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長 : 協議会次第にしたがいまして議事を進めます。本日の議題に入ります。

議題(1)「平成29年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針(案)」を、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 : 平成29年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針(案)について平成29年度から取り組む事業と予算概要などの説明を行った。

委 員 : 資料1(2)国民健康保険税収納率の向上対策でいくつもの項目が出ていました。厳しい状況の中でやむをえない部分があると思っておりますが、現年分と滞納繰越分の合計の収納率を前年度に比べて、プラス0.2ポイントとするとありますが、どのようにしてプラス0.2ポイントとなるのか。平成28年8月にいただいた今までの収納率を見ても、県内19市の中で16番目という、非常に収納率も低い平塚市の中で、どのように+0.2ポイント確保できるのかお聞きしたいです。

事務局 : お尋ねいただきました向上対策・目標の部分の+0.2という数字ですが、平塚市行財政改革計画2016の中で、他の税にもいろいろ目標値があり、その中でこの数字を出しています。収納率は現年と滞納分と別々に、分母と分子の数が異なりますが、それを合計して調定額に対する収納額を出しています。平成27年度は合計すると0.18ポイント収納率が上がっています。平成28年度はまだ途中のため、そのままの目標で行きたいと考えています。

委員 : (4)医療費の適正化ということで、色々並んでいました。どちらかという払う方をできるだけ抑えるということですね。その次に(5)保健事業の推進ということとなりますが、適正な医療に対して適正に払うということは非常に正しい考え方だと思います。

実は言いたいことは(5)の方で、適正な医療をいかに少なくしていくか。健康な人が増えれば、適正な医療は減ってくるという、(5)は非常に大切になってくると思います。実は昨日日本歯科医師会全国の会合があり、厚労省の方から説明を受けまして、その時に感じたことは後期高齢者と国民健康保険の医療費を抑えないことには、国全体の医療費は減らないなど。その時しつこく言われていることは、市町村から積み上げてもらわないといけない。特に国民健康保険は市町村の方が主役です。国も県も結局積み上げたものに対して働きをしているだけです。全国の間を集めて市町村の話をされても困るということで終わってしまいました。少しずつでも(5)のような形で健康事業を進めていただきたい。実は歯科だけいいますと、平成29年に寝たきり老人の方たちの広域連合における事業として、その方々の健診・保健指導事業のたたき台が出まして、平成29年度から少し始めて平成30年度で全国実施と言われていますので、平成29年度にできればそういう形での研究していただきながら行っていただきたいと思います。特に神奈川県では大和市の方で、もう事業化して神奈川県広域連合の方で実施していますのでよろしくお願いします。

会長 : ほかにいかがでしょうか。

ほかに御意見・御質問等もないようですので、議題(1)「平成29年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針(案)について」は、終わらせていただきます。

続きまして、議題(2)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について」を、議題いたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 : 平塚市国民健康保険税条例の一部改正について  
国民健康保険税の概要、財政的な見込みなどの説明を行った。

委員 : 5割・2割軽減のところ、5割軽減では5千円、2割軽減では1万円上がったということですが、平成27・28年度も行われたということで、平成29年度がこれによってどれくらいの方々が影響を受けることができるのか。平成27年度から3年間行われた中で、どれくらいの方々に軽減が行われたのか教えていただきたいと思います。

事務局 : まず、過去の3年間について説明させていただきますが、これは物価スライドに合わせて枠を上げましょう、という制度の改正です。実際に前年度からこの枠に合う方を探そうとしたのですが、1万人と7万人のデータを突き合わせる事が現実的に追い切れない状態です。軽減の方についてですが、平成26年度から27年度で5割軽減の方は1053人増え、同じく2割軽減の方は473人増えています。それに対して28年度の改正の際には、5割軽減の方はマイナス81人、2割軽減の方はマイナス196人となり、景気の変動に伴った給与の変動や退職・離職・就職などの変化の方が大きいと具体的に追い切れていない状態です。

事務局 : 最近では物価に影響して軽減しており、いつも5割・2割軽減を対象にしていますが実は7割軽減という更に上の軽減があり、私たちはこれを含めて軽減対象と考えています。トータルの割合でみると、何かしらの軽減の対象となっている世帯は平成26年度で42パーセント、27年度で44.7パーセント、28年度は6月1日時点で45.4パーセントとなっています。

委員 : そうしますと、平成29年度ではどうなると予想されていますか。

事務局 : 予測ですがおそらくさらに増えると思います。平成28年の秋頃に扶養や税控除の変化があり、ある程度給与所得のある方が社会保険等に移行されて国民健康保険をやめる方が多くいられました。逆に考えますと、引き続き国民健康保険に加入されている方は、自営等の方、御高齢や非正規雇用で所得が少ない方ということになります。詳しい数字は、その時点の加入者数と所得を調べる必要があります。

委員 : ありがとうございます。約半分近い方が軽減を受けている状態で、国民健康保険税が払えない金額になりつつあると。本当に負担が大きい状態の中で、平塚市としてもしっかりと軽減の対応をしていただきたい。また軽減に当てはまらない方々への支援もいろんな方面から考えていただきたいと思っています。

会長 : 事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などは、ございませんか。

御意見、御質問が出そろったようですので、この辺で意見の取りまとめをしたいと思えます。

例年地方税法施行令の一部を改正する政令は、3月末に公布され、4月1日から施行されるため、このままでは、4月1日以降、地方税法施行令と本市保険税条例に齟齬(そご)が生じてしまいます。このような事態を避けるため、適切な措置を講ずるよう建議という形で市長に要望するという事でよろしいでしょうか。

(委員の了解)

ありがとうございます。

それでは、議題（２）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について」は、終わらせていただきます。

次に、議題（３）「平成３０年度国保制度改革について」、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局：平成３０年度国保制度改革について

今後の運営協議会の議事に関連する、納付金と標準税率の考え方、赤字解消に向けた道筋などの事務局説明を行った。

委員：お恥ずかしいのですが、今お話しを伺ったことがほとんどわからなかったというのが本当のところですか。４ページの「医療費に係る納付金の計算方法」などは全くわかりませんでした。実際に県の方がこれから運営していくとなると、一人一人の国民健康保険税がどう変わるのかが一番気になる場所です。半分の方が軽減を受けなければならない状態で、それでも払えない実態があるわけですね。この標準保険料が平塚市として決まった時に、今よりも高くなるようなお話を伺いましたが、市民の方が皆保険として国民健康保険を健康のために使うことができるのか。医療にかからないようにする対策として、色々項目がありました。今後保険料が払えなくなればなるだけ、支払いをしている方々に負担がかかるというお話もありましたので、県に移行した場合どうなると市は考えているかお聞きしたい。

事務局：標準保険税率というものが示されまして、それが国民健康保険だけで自立して支払った場合の税率という考え方です。今平塚市では一般会計繰入金で１５億円前後近くまで上がってきています。この１５億円分については、普通の税金から入ってきてしまっています。つまりサラリーマンの方や他の健康保険加入の方が二重に保険料を支払っていることになるため、国の方では一般会計繰入金は少なくした方がいいという考えになっています。しかし全国で３２００億円近くあるものを一律に下げると税率が上がってしまいますので、国の方が平成３０年度に向けてお金を積み上げて、全国の都道府県に赤字を補填します。今平塚市では十数億円のお金が足りない状態ですが、数億円は国から補填されて、残りの数億円は本来保険税で賄うものですので、その分については示された標準保険税率に合わせて今後保険税が上がっていくだろうと思われまいます。しかし上がり方が急激ですと支払えまませんので、一般会計繰入金をどのように計画的に減らしていくかの議論が必要です。現在、県の方の動きについて情報収集をしています。一般会計繰入金を減らしていく過程で、国民健康保険の方については保険税の負担が増えますが、国民健康保険に加入されていない市民の方については国民健康保険に使われていた税金が、市の他の事業に使われることになるためプラスの面もあると思われまいます。このことについては全国的な議論の様子や県の様子をみながら情報収集して判断していきます。平成３０年度の当初については、税率が標準保険税率とかなり差があるようでしたら見直しをせざるえないと考えていますが、大きく上がることはないと思われま

す。一般会計繰入金も平成30年度でいきなり無くなるということはないと思いますが、今年の10月以降に平成30年度の標準保険税率と納付金が示された際に再計算をすることとなります。

委員：ありがとうございます。平成26年度の資料によると市町村国民健康保険や後期高齢者加入者一人一人の保険税の負担割合がとても高いとあります。社会保険とは異なり補填元がないため、すべて自分で支払わなければなければ同じ健康を保っていけないという状況です。皆保険といいながら、今後負担がとても大きくなると思いますが、市の方としてはどのように考えていますか。

事務局：お配りした「当初予算総括表」の歳入の構成比を御覧ください。国民健康保険税が集めている税ですが、29年度当初予算では18.8パーセントで5分の1を切っています。ではなにが多いかというと、前期高齢者交付金が23.3パーセントで、これは国民健康保険には前期高齢者の方が多いため医療費を補うために、普通の会社の健康保険に入られている方などからいただいているお金です。この他に国・県の支出金や市からの繰入金などが入ります。確かに国民健康保険加入者の所得が低いために負担率が大きいという話もありますが、一方では昔は4割あった保険税率が2割まで下がっています。神奈川県の場合ですと、全国平均の保険税が平成26年度には13.8パーセントとなっており、それよりも低いにも関わらず一般会計繰入金がとても多い状態です。保険税が低いのは一般会計の税金を投入しているためということがわかります。そのためある程度は保険税を上げて担ってほしいというのが国の考えです。

先ほど軽減の話がありましたが、これは国民健康保険のみの制度です。軽減分については繰入金の中に「保険税軽減分」というものがあります。この繰入金は国や県と市が出し合って負担しています。さらに保険税は払えない場合は、減免などもあります。標準税率を上げることとなると、おそらくですが7割、5割、2割の軽減をされた方についても保険税が上がります。その分「保険税軽減分」の繰入金も確実に増えるため一般の方と同じくらいの増分で済むのではないかと考えています。保険税の軽減対象でない方の保険税への影響は、一般会計繰入金が無くなった場合、避けられないかたちです。そここのところの調整を計画的に行っていきたいと考えています。

会長：ほかにいかがでしょうか。

ほかに御意見等もないようですので、議題（3）「平成30年度国保制度改革について」は、終わらせていただきます。

次に、議題（4）「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局：次回の運営協議会の日程を周知した。

会長：事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などは、ございませんか。

ほかに御意見等もないようですので、議題（４）「その他」は、終わらせていただきます。  
用意された議題は一応終了しましたが、そのほかに委員の皆様から御意見があればお伺い  
したいと思います。

そのほかにございませんか。

特に無いようでございますので、これもちまして閉会といたします。委員の皆様には、  
円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。